

9月

園だより

R8. 9. 1 幼保連携型認定こども園 沼館保育園

まだまだ残暑が厳しい毎日ですが、少しずつ秋の気配が感じられるようになってきました。子ども達は毎日のプール遊びで丈夫な体作りへつながら、畑での水やりや収穫で汗を流す様子からもたくましさを感じる日々です。また、運動会に向けても練習が始まりました。秋の気持ち良い自然の中で体を動かす心地よさを味わって欲しいですね。特に、年長さんは仲間と心をつなげて取り組むことの大切さを学ぶ大きな行事となります。保護者の皆様も温かい応援をお願いします。まだまだ暑い日が続きますが、規則正しい生活リズムで体調を整え元気に過ごしましょう。

9月の保育ねらい（5歳児）

- 季節の移り変わりに気づき、関心を持ちながら遊びに取り入れて楽しめるようにする。
- 運動会に向けて、友だちと共通の目標をもち意欲的に活動に取り組む。

今月の防災教育

【安全の日・・・交通安全】

ねらい・・・◎交通ルールや安全についての意識を高める。

実施方法・・・◎紙芝居を見ながら交通安全について話し合い、事故防止の意識を高める。

【避難訓練・・・強風・竜巻】

ねらい・・・◎強風・竜巻を知らせる放送を聞き、落ち着いて避難する。

実施方法・・・◎各保育室で保育中、竜巻発生を知らせる放送を聞き、保育教諭の誘導に従い窓の少ない安全な場所に避難する

「園長のノートから」（67）

当法人の理念として、子どもと保護者、職員と地域が「共に育ちあう」関係性を築いていこうということがあります。どのようにすれば、そのような関係が築かれていくのか。まず「共に」という言葉は、子ども、保護者、職員等が対等に互いを支え合う関係でなければなりません。幼児教育と言うときも、大人が子どもに対して「上から指導する」というものではなく、子どもが自ら成長しようとする意欲を尊重しながら、子どもが今、克服しようとしていることを認め、応援し、乗り越えられたら「共に喜ぶ」心が必要です。保護者と職員の関係も同様に、保護者の子育てに共感し、応援し、共に喜びあう心が大切です。それが福祉であり、幸福につながると考えています。人は得てして自分の「悲しみ・怒り」などの負の情念を周りに晒してしまうことがあります。そうした情念は、自己の内で増幅するだけでなく、周りにも伝播し負の影響を与えます。『幸福論』の著者であるフランスの哲学者・アランは、個人の情念のままに生きるのではなく他者に礼節をもってあたること、「幸福」とはただ待っていれば訪れるものではなく、自分の意志と行動によってつくるもの、と述べています。また、「幸せだから笑うのではない。笑うから幸せなのだ」と、自らの意識的な行動が結果として自らの心の平穏と、周りの人と喜び合える関係性を築いていけるのだと。「共に」ということを考える時に、ヒントにしたい言葉です。

～保護者の皆様へお願い～
10月23日（金）秋田県南教育事務所による認定こども園要請訪問の為、横手市内の保育施設からたくさんの先生方が参加し、公開保育ならびに協議を行います。その為当日は午前保育となります。保護者の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

9月の行事予定						
日	月	火	水	木	金	土
		1 一日保育体験	2 安全の日	3 避難訓練（竜巻）	4	5 小学生との交流 なかよし広場
6	7 一日保育体験	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19 運動会
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25	26 なかよし広場
27	28	29 身体計測	30 誕生会			

お知らせ と お願い

⑥一日保育体験について

9月1日（火）～9月11日（金）一日保育体験（後半）があります。お忙しい中でのご参加にご理解とご協力をよろしくお願い致します。

⑥運動会の練習について

運動会に向けて、園庭でかけっこの練習や中央公園での現地練習もあります。お子さんの足のサイズに合った靴を履いて登園して下さい。まだまだ残暑が厳しく汗をかくことも多いです。着替え袋の中を確認し、その都度着替えを補充して下さい。

⑥運動会について

日 時…9月19日（土）
場 所…雄物川中央公園多目的広場 ※雨天時…雄物川小学校体育館
たんぽぽ組以上の参加で、午前中で終了します。詳細につきましては、後日別紙を配布します。
当日、ひよこ・ことり組で運動会に参加する兄弟がいる園児のみ、運動会終了後まで保育します。

☆10月8日（木）西部地区わくわくランドについて（年長児）

雄物川保育園・大森保育園・たいゆう保育園・川西保育園との5園での交流会となります。中央公園での開催で、園児のみの参加となります。詳細は近くなりましたらお知らせします。

～横手市子育て支援課からのお知らせ～
横手市では、独自に保育料助成制度を拡充し、令和7年4月からすべての世帯で保育料を無償にしています。9月以降の保育料については、引き続き無償となりますが、令和8年度の市町村民税課税額（令和7年中の所得に基づく課税額）により算定をおこないますのでお知らせします。算定した結果は、9月中のお知らせを予定しております。なお、保育の必要性に変更が生じる場合（仕事を辞めた、産休・育休を取得する等）は、手続きは必要となりますので子育て支援課までお問合せください。